

令和7年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名: 松惠学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。
 「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。
 評価の対象に当てはまらない場合は、「—:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。
 職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。
※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|-----------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則 | 1. 趣旨 | | ○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 | ○ | 支援員は運営指針を理解し、職務についている。 |
| | 2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割 | | ○学童クラブの役割を理解している。 | ○ | 支援員は学童クラブの役割を研修等で理解している。 |
| | 3. 学童クラブにおける育成支援の基本 | (1)学童クラブにおける育成支援 | ○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。 | ○ | 支援員は研修等で育成支援の目的を学んでいる。 |
| | | (2)保護者及び関係機関との連携 | ○保護者や学校等の関係機関と連携している。 | ○ | 必要に応じて、保護者や学校と連絡を取り合い、支援・育成を行っている。 |
| | | (3)学童クラブ支援員等の役割 | ○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。 | ○ | 支援員は、研修等で役割を学び、理解したうえで実践している。 |
| (4)学童クラブの社会的責任 | | ○学童クラブの社会的責任を理解している。 | ○ | 研修等で学童クラブが担う社会的責任を理解している。 | |
| 第7章 職員の資質向上 | 1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理 | (1)社会的責任・職場倫理 | ○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。 | ○ | 日々、職務上の倫理を自覚し、育成支援に努めている。また、定期的に研修等で確認を行っている。 |
| | | (2)法令遵守のための組織的取組 | ○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。 | ○ | 運営主体として法令遵守に取り組むとともに、支援員等に研修等を通じ職場倫理を学ぶ機会を設けている。 |
| | 2. 要望及び苦情への対応 | | ○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。 | ○ | 要望には、熟慮した上で希望に沿うようにしている。苦情はないが、マニュアルがあるのでそれに従う。 |
| | 3. 事業内容向上への取り組み | (1)職員集団のあり方 | ○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。 | ○ | 月1回のミーティング、必要に応じて打合せを行っている。 |
| | | (2)研修等 | ○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。 | ○ | 運営主体本部からの通達により全国統一の学童運営に関わる研修及び通知による研修、動画研修ツールによる研修を実施している。 |
| | (3)運営内容の評価と改善 | ○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。 | △ | 市が実施するアンケート結果を参考に事業内容の改善に取り組んでいるが、公表には至っていない。 | |
| 第2章 事業の対象となる子どもの発達 | 1. 子どもの発達理解 | | ○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。 | ○ | 支援員は研修等で発達の特徴、その過程を学び、理解している。 |

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | チェック項目 | 結果 | コメント | |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 第3章 学童クラブにおける育成支援の内容 | 1. 育成支援の内容 | (1) 育成支援の内容 | ○育成支援の内容について理解している。 | ○ | 毎月の支援計画に基づき、支援内容を理解している。 | |
| | | (2) 育成支援の留意点 | ○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。 | ○ | ミーティング等で留意点を確認している。 | |
| | 2. 障害のある子どもへの対応 | (1) 障害のある子どもの受入れの考え方 | ○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。 | - | 該当児童なし | |
| | | (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点 | ○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。 | - | 該当児童なし | |
| | 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応 | (1) 児童虐待への対応 | ○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。 | ○ | 研修等でその必要性を理解し、マニュアルに沿って対応することを理解している。 | |
| | | (2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応 | ○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。 | - | 該当児童なし | |
| | | (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項 | ○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。 | ○ | 業務上知り得た事項の秘密保持に留意している。 | |
| | 4. 保護者との連携 | (1) 保護者との連絡 | ○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。 | ○ | アプリを用いて、情報の発信・共有に努めている。 | |
| | | (2) 保護者からの相談への対応 | ○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。 | ○ | 日々のコミュニケーションを大切に、相談しやすい環境を整えている。 | |
| | | (3) 保護者及び保護者組織との連携 | ○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。 | ○ | 保護者会に特別会員として所属し、活動を行っている。 | |
| | 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 | (1) 育成支援に含まれる職務内容 | ○育成支援に係る職務を実施している。 | ○ | 支援日誌、支援計画の作成を行っている。 | |
| | | (2) 運営に関わる業務 | ○運営に関わる業務を実施している。 | ○ | タイムスケジュールの作成、物品購入、施設の使用申請を行っている。 | |
| | 第5章 学校及び地域との関係 | 1. 学校との連携 | (1) 学校との連携 | ○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。 | △ | お便りの共有、年度初めの打合せを行っている。 |
| | | | (2) 学校との連携におけるプライバシーの保護 | ○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。 | ○ | 年度当初に確認をしている。 |
| 2. 保育園、幼稚園等との連携 | | ○情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。 | × | 保育園・幼稚園との情報交換等は行われていない。 | | |
| 3. 地域、関係機関との連携 | | ○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。 | ○ | 特別な支援が必要な子どもについては、市役所関係部門と連携を取っている。 | | |
| 4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ | | (1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ | ○学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | - | 該当なし | |
| | | (2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ | ○地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | ○ | 会館のルールを遵守し、利用している。 | |

III 運営指針第6章2に対応する項目

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | | 結果 | コメント |
|----------------------------------|-------------------|------------------|-------------------------------------------------------|----|-----------------------------------|
| 第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策 | 2. 衛生管理 及び安全対策 | (1) 衛生管理 | ○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。 | ○ | マニュアルに沿って対応をしている。 |
| | | (2) 事故やケガの防止と対応 | ○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。 | ○ | マニュアルに沿って対応している。 |
| | | (3) 防災及び防犯対策 | ○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。 | ○ | 会館で行う避難訓練に参加し、対応の確認を行っている。 |
| | | (4) 来所及び帰宅時の安全確保 | ○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。 | ○ | ファミサポの利用がある場合、確認をしたうえで引き渡しを行っている。 |

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

| 大区分 | 中区分 | 小区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|----------------------------------|----------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------|
| 第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策 | 1. 施設及び 設備 | (1) 施設 | ○ 学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。 | △ | 静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能の区分ができていない。 |
| | | (2) 設備、備品等 | ○ 学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。 | △ | 設備においては満たされていない部分もある。 |
| 第4章 学童クラブの運 営 | 1. 職員体制 | (1) 職員配置 | ○ 支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いている。 | ○ | 置かれている。 |
| | | (2) 育成支援の実施 | ○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。 | ○ | 行っている。 |
| | | (3) 学童クラブ支援員の雇用形態 | ○ 学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。 | ○ | 安定した雇用に努めている。 |
| | | (4) 勤務時間 | ○ 学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。 | ○ | 開所時間の前後に勤務が必要な時間を設けている。 |
| | 2. 子ども集団の規模(支援の単位) | ○ 適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。 | ○ | 範囲以内の登録者で運営している。 | |
| | 3. 開所時間及び開所日 | ○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。 | ○ | 市のガイドラインに沿って設置している。 | |
| | 4. 利用開始等に関わる留意事項 | ○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。 | ○ | 市のガイドラインに沿って対応している。 | |
| | 5. 運営主体 | (1) 運営主体の要件 | ○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。 | ○ | 全国での学童クラブ運営の実績がある。地域の状況に留意し運営している。 |
| | | (2) 運営上の留意事項 | ○ 学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。 | ○ | 学童クラブ業務マニュアルに従い学童クラブが運営されるよう努めている。 |
| | 6. 労働環境整備 | ○ 学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。 | ○ | 支援員等の労働環境に留意し運営している。 | |
| | 7. 適正な会計管理及び 情報公開 | (1) 会計管理 | ○ 学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。 | ○ | 市からの委託費や補助金について、適切に管理している。 |
| | | (2) 情報公開 | ○ 学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。 | △ | 運営法人内での運営状況報告のみで、第三者への情報公開は行われていない。 |